審議会等会議録

審議会等の名称	第15回山口市景観審議会
開催日時	令和8年4月16日（木曜日）14：00～15：30
開催場所	山口総合支所　603会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	鵜心治、前田哲男、眞田直也、金子敦子、木谷博、中川孝、中村理恵、菊田武志、（敬称略、8名）
欠席者	真木隆行、長田和美、谷岡良二（敬称略、3名）
事務局	山口市都市整備部都市計画課
議題	議事1　第13回山口市景観賞「景観写真コンテスト」の最終審査について 議事2　景観形成の推進に向けた今後の取組（案）について その他　景観法に基づく行為の届出等の状況について（報告）
会議資料	・委員名簿 ・配席表 ・資料1　　第13回山口市景観賞「景観写真コンテスト」 概要 ・資料2－①　第13回山口市景観賞一次審査採点集計結果 ・資料2－②　最終審査候補一覧 ・資料3　　最終審査手順 ・資料4　　景観形成の推進に向けた今後の取組（案） ・資料5　　行為の届出等の状況について ・参　考　　第13回山口市景観賞応募作品一覧
概要	1　開会 2　挨拶 ・山口市副市長　仙石克洋（山口市長代理） 3　議事 ・出席委員数8名（総数11名） ・議事録署名人の選出：鵜心治会長、眞田直也委員、金子敦子委員 ・議事の公開：議事1は非公開。議事2、その他は公開。 ・議事1の審議：一般の部については大賞1点、入賞5点を選出。 小学生の部については大賞1点、入賞6点を選出。 ・議事2の審議：原案のとおり実施することで承認。 4　閉会

議事録	議事1　第13回山口市景観賞「景観写真コンテスト」の最終審査について」 　※審査過程につき非公開（審査結果のみ公開） 【審査結果】 ＜一般の部＞ 　大賞：　31 番　未来に伝えたい山口の「国宝」 　入選：　 5 番　未来に伝えたい山口の「新幹線が止まる交通便が良い 　　小郡のマンション達」 　入選：　 8 番　未来に伝えたい山口の「歴史街道」 　入選：27 番　未来に伝えたい山口の「春景」 　入選：42 番　未来に伝えたい山口の「景観」 　入選：49 番　未来に伝えたい山口の「塔」 ＜小学生の部＞ 　大賞：112番　未来に伝えたい山口の「はくりょく満点 SL やまぐち号」 　入選：116番　未来に伝えたい山口の「世界に誇る一の坂川と桜」 　入選：122番　未来に伝えたい山口の「秋」 　入選：123番　未来に伝えたい山口の「歴史」 　入選：125番　未来に伝えたい山口の「いつもの風景」 　入選：137番　未来に伝えたい山口の「色とりどりの秋」 　入選：140番　未来に伝えたい山口の「きれいな景色」 議事2　景観形成の推進に向けた今後の取組（案）について ＜会長＞ 　それでは、続きまして、議事2の「景観形成の推進に向けた今後の取組（案）」について、事務局、説明をお願いできますでしょうか。 ＜事務局＞ 　お手元の資料4を御覧いただけたらと思います。 　議事2「景観形成の推進に向けた今後の取組（案）」について御説明いたします。 　御案内のとおり本市では、平成24年4月に策定しました「山口市景観形成基本方針」に基づきまして、市民、事業者、行政等が一体連携しながら、良好な景観づくりに取り組んできたところでございます。 　そして2番目に記載のとおり、基本方針において、市（行政）が取り組むべき事業として、資料に記載しております、1から6までの6点を位置付けて

	おります中で、本市としましては、主に表彰制度を活用した取組といたしまして、「山口市景観賞」を継続的に実施しており、これまで13回にわたり開催し、延べ1，000件を超える応募をいただいたところでございます。 　そして、この写真コンテストや優良建築物表彰等を通じて、市民の皆様に本市の豊かな景観や地域資源の魅力を再認識していただく機会となり、また、景観に対する意識醸成にもつながり、景観賞につきましては、一定の役割を果たしてきたものと考えているところです。 　一方で、景観賞につきましては公募という形を基本としていることから、景観づくりに関心の高い層を中心とした参加にとどまっているという課題もあるものと認識をしているところです。加えて、昨年度の審議会において、御説明をいたしましたとおり、応募件数につきまして、以下の実施状況の表にありますとおり、年々応募件数が伸び悩んできている現実もございます。事務局から直接、お声がけをしたケースも多々ありまして、一部マンネリ化しているのではないかという声もあるところでございます。 　そのため、今後につきましては、より幅広い市民の層、とりわけ、これまで景観に関わる機会の少なかった方々にも、関心を持っていただけるような取組が必要であると考えているところでございます。 　そして、このような背景を踏まえまして、今後は、これまでの応募作品等を活用した展示会などによる情報発信の充実に加えまして、セミナー等を通じた啓発活動を強化してまいりたいと考えております。 　また、前回の審議会の際にも、委員の皆様から御意見のあった、子どもの頃から地域の景観に触れる機会を創出することで、将来にわたって本市への誇りや愛着を育むことも重要な視点であると考えております。 　そのため、今後の取組の方針といたしましては、基本方針に位置付けております推進方策に基づき、次のページの3点の取組を実施してまいりたいと考えております。 　取組の案として想定しております3点ですが、まず1点目は、景観学習会の実施でございます。こちらにつきましては、子どものころから地域の歴史や文化を学び、景観を通じて郷土の魅力を肌で感じることができるよう、学校や地域団体等と連携し、小学校において景観学習会を実施してまいりたいと考えております。 　この景観学習会につきましては、本市の景観整備機構でございます、山口県建築士会山口支部が昨年度、宮野小で実施をされており、令和8年度は、宮野小学校、大海小学校、仁保小学校の3校においても実施をされると伺っております。本市もこの景観学習会に主体的に関わってまいりたいと考えておりまして、山口県建築士会山口支部と連携・協力の下で、進めてまいりたいと考えております。 　そして2点目ですが、展示会、景観セミナー、景観シンポジウムの開催で

	ございます。 　こちらにつきましては、これまでの景観学習会の作品を展示するほか、専門家による講演会などを通じて、景観づくりに関する理解と関心の向上を図ってまいりたいと考えているところです。なお、開催実施時期につきましては、令和9年～10年度といたしまして、詳細な実施時期につきましては、審議会の中で検討してまいりたいと考えているところです。 　そして最後、3点目ですが、こちらはこれまで行ってきました、山口市景観賞の継続実施です。これまで積み重ねてきた取組を継続し、この度から2年に1回の実施とすることで、市民の皆様が本市の良好な景観や建築物を再認識する機会を今後も安定的に提供してまいりたいと考えているところです。 　以上、申し上げました3点の取組につきましては、資料5番目の今後のスケジュール案のとおり、検討を進めてまいりたいと考えておりまして、例えば、令和9年度につきましては、新たな景観賞の応募と展示会の実施、そして令和10年度につきましては、令和9年度に募集をした景観賞の表彰式と例えば景観賞の表彰式に合わせたセミナー等の開催を考えております。 　なお、詳細な事業内容等につきましては、委員の皆様から御意見をお伺いしながら検討し、また、必要に応じて見直しを図り、効果的な事業運営に努めてまいりたいと考えているところです。 　以上、簡単ではございますが、今後の取組（案）の説明になります。 ＜会長＞ 　はい、ありがとうございます。今後の取組について事務局の説明がありましたが、御意見、御質問ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 ＜A 委員＞ 　景観学習は継続的に考えておられるのですか。隔年で何か他に取り組まれるのでしょうか。 　もう一ついいでしょうか。委員の皆様が、学校に行って、街歩きをしたり、景観学習の授業を一緒に受けたりするというようなことを考えておられるのでしょうか。 ＜会長＞ 　事務局、2点、いかがでしょうか。 ＜事務局＞ 　景観学習会のほうですが、こちらにつきましては、毎年実施という形で考

	えております。 　もう1点、委員の皆様に景観学習会に参加していただくということについてですが、事務局案の中ではそこまでは考えておりませんでしたが、そういった御要望があれば、参加していただくということも検討してまいりたいと考えております。参加してみたい方がいらっしゃいましたら、いつでも構いませんので、事務局に言っていただければと思っております。以上です。 ＜会長＞ 　その他ございますか。 　皆さんのほうで、景観賞の実施時期が2年に1回ということについてはいかがでしょうか。 ＜A 委員＞ 　景観賞の内容は何ですか。 ＜会長＞ 　これは、これまで同様、写真コンテストや建築物表彰などの分野はそのまま維持して2年に1回、景観賞の選考をやるということになります。これについてはよろしいですか。2年に1回という取組の案とスケジュール案について、これは皆さん御了解いただけますでしょうか。 （委員から異議なし） 　それでは事務局、方針としてはこの取組案とスケジュール案で方針を決めていただいて、具体的にはまた審議会のほうで審議するということでよろしくお願いします。 　それでは、議事の2については、以上で終わりたいと思います。 　議事の2までで、皆さん何かコメント等はありますでしょうか。よろしいですか。 　それでは事務局にお返しします。 ＜事務局＞ 　はい、ありがとうございました。それでは次第4、「その他」ということで、事務局から景観法に基づく行為の届出の状況等について説明をさせていただきます。 　お手元の資料5、左上に5と書いてある資料を御覧ください。 　表題「景観法に基づく行為の届出等の状況」です。御案内のとおり、本市におきましては、平成25年7月1日から景観法に基づく届出制度を開始い

	たしております。そうした中、令和7年度につきましては、123件の届出又は通知を受けておりまして、そのうち括弧書きの46件が、太陽光発電設備に関するものとなっております。 　行為の区別の内訳を見ますと、建築物の新築等が9件、建築物の外観を変更することとなる修繕等が5件、工作物の新設等が16件、開発行為等が93件となっております。 　また、令和7年度につきましては、景観形成重点地区における届出等はございませんでした。 　また、一般地域の用途白地、都市計画区域外における開発行為等の57件のうち、半数に当たる、27件は太陽光発電設備の設置に関するものでございまして、残りの30件につきましては、資材置き場や駐車場、宅地等の利用に関する届出でございます。 　次に、2番目の「届出の推移」ですが、近年につきましては、太陽光発電の設置に関する工作物の建設や土地の形質の変更といった届出が増加傾向にございまして、年度によって増減はあるものの、令和元年以降は、届出総数の約4割から5割を占めているところでございます。 　また、参考に書いておりますとおり、過去3年間における、太陽光発電設備の設置に関する届出地域の状況は、以下の記載のとおりでして、特に、用途白地・都市計画区域外におきましては徳地地域や、嘉川地域の例えば江崎等において、遊休地における太陽光の設置が多数を占めている状況でございます。 　以上、簡単ではございますが、「景観法に基づく届出等の状況について」御報告させていただきます。 　なにか御意見、御質問等がありましたらよろしくお願いいたします。 ＜B 委員＞ 　景観形成重点地区の一の坂川周辺地区及び、新山口駅周辺地区の届出件数について、全部0件になっているのですが、これは届出の条件が厳しいから0件になっているのでしょうか。この地区において、新しい建物が建っているような気がするのですが、いかがでしょうか。 ＜事務局＞ 　届出の基準は、一般地域と比べると景観形成重点地区の方が厳しい形になっていますので、何かあれば提出されますが、令和7年度にはなかったというところです。

	＜会長＞ 　全国的に太陽光の施設に対する景観上の課題が指摘されているケースが非常に多いのですが、資料を見ると結構な件数が出ております。景観の視点で見ると、特に郊外部が山と田んぼと太陽光発電施設のような形となり、非常によろしくないため、県内のある自治体から何度か相談に乗ったことがありましたが、山口市はそのような課題が指摘されていないですか。 ＜事務局＞ 　太陽光につきましては、地元とのトラブルを防ぐために、環境部局において、地域住民の方の同意等を取らないと設置できないような制度設計を検討しております。 ＜会長＞ 　はい、ありがとうございます。 ＜事務局＞ 　他にありませんでしょうか。ないようでしたら、委員の皆様から、その他の御提案事項、伝達事項等がありますでしょうか。よろしいですか。それでは以上を持ちまして、第15回山口市景観審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、御審議いただき、誠にありがとうございました。
問い合わせ先	都市整備部　都市計画課　まちづくり推進担当 ℡　083－934－2831